

共済貯金の臨時積立は廃止されております

日頃、本組合の業務運営につきましては、深いご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、すでにお知らせしておりますとおり、共済貯金につきましては、7月と12月に、各月1人1回50万円まで預け入れができる「臨時積立」を実施してきましたが、長引く低金利情勢や厳しい経済状況を踏まえ、貯金財政の健全化を図るため、令和3年度より廃止されておりますのでご注意ください。

つきましては、誤って組合員から振込みされた臨時積立は、共済組合に登録していただいている組合員の個人口座あてに全額返金いたします。

共済組合では、組合員の皆様からお預かりした預金を引き続き安全かつ効率的に運用して参ります。ご不明な点等がありましたら、共済組合貯金担当までお問い合わせください。

担当：総務課 貯金担当